

第16回吹田貨物ターミナル駅調整会議 議事要旨

1. 日 時：2024年6月25日（火） 15:00～15:30

2. 場 所：JR貨物 吹田貨物ターミナル駅 3階大会議室

3. 出席者：別紙出席者名簿参照

4. 議事内容

(1) 吹田貨物ターミナル駅調整会議の経緯について、JR貨物が説明しました。

・吹田貨物ターミナル駅の建設事業を着手する際に、「①年間貨物取扱量推移」、「②中継コンテナ取扱量推移」、「③吹田貨物ターミナル駅専用道路通行台数」等の制限を着手合意協定書で定めており、本会議にてそれらの実績報告その他議論をする場となります。

(2) 吹田貨物ターミナル駅および大阪圏4駅の令和5年度貨物取扱量について、JR貨物が【資料(1)-1】に基づき説明しました。

・吹田貨物ターミナル駅の取扱量は、令和5年度は年間83万トンでした。前年度より増加していますが、協定の遵守事項である年間100万トン以内となっています。
・令和2年度において各駅の取扱量が減少しているのは、コロナ禍の影響で全国的に輸送量が減少したためですが、令和5年度の吹田貨物ターミナル駅においては増加しています。

(3) 吹田貨物ターミナル駅の令和5年度中継コンテナ取扱量の推移について、JR貨物が【資料(1)-2】に基づき説明しました。

・令和5年度の中継コンテナ取扱量は36万トンでした。協定の遵守事項である年間45万トン以内となっています。
・令和1年度と令和2年度で中継コンテナ取扱量が減少したのは、中継コンテナ取扱いを一部、近隣の別駅で実施する列車設定となった影響によるものです。

(4) 吹田貨物ターミナル駅専用道路の令和5年度の通行台数について、JR貨物が【資料(2)】に基づき説明しました。

・1日の最大通行台数については、3月と4月に1日あたり700台を超えた日がありましたが、協定の遵守事項である1日1,000台以内となっています。
・年度末の台数の増加は、引越し荷物の増加などの理由によるものです。
・13時から翌日13時までで一日分として集計しており、台数が多い日は、1,000台を超えないよう、管理しています。

<質疑応答>

- Q : 「年間貨物取扱量」につきまして、令和5年度で大阪貨物ターミナル駅と吹田貨物ターミナル駅の取扱量が逆転しているのは、計画されていたものでしょうか。また、平成29年度から平成30年度にかけて吹田貨物ターミナル駅の取扱量は増加し、大阪貨物ターミナル駅の取扱量は減少していますが、振り分けの結果によるものでしょうか。
- A : 意図的に振り分けた認識はありません。吹田貨物ターミナル駅の取扱量増加につきましては、新規荷主の専用列車による取扱量の増加によるもので、大阪貨物ターミナル駅の取扱量減少については、西日本豪雨の影響によるものです。

2024年5月15日（水）15時40分頃に貨物敷地内への子供の立ち入りが確認されました。フェンスの高さは1.8mで、子供は敷地外に退出しましたが、付近を確認しましたところレール上に置き石が確認され、直ちに警察へ通報した次第です。線路内への立ち入りは危険だけでなく、鉄道営業法などの法令に違反する行為です。なお、発生場所につきましては、Patona 吹田健都隣の岸部新町しろやま公園付近です。置き石は鉄道において非常に危険な行為であり、過去（昭和55年（1980年）2月21日）に京阪本線では置き石による脱線が発生しています。負傷者が104名と非常に大きな事故でした。

- Q : この事案について初めて知りました。今後はすぐに一報を入れていただきたいです。直接の連絡でも自治体経由でも構いません。
- A : 再発防止のためにも住民に対して周知をお願いしたいです。なお、回覧案文につきましては当社で作成いたします。
- Q : 注意喚起を掲示するまでしないとこのような事案は無くならないのではないのでしょうか。
- A : 注意喚起の掲示につきまして、自治体の方と相談させていただきます。
- Q : 敷地内への立ち入りがあった箇所の草刈りはいつされるのでしょうか。
- A : 9月頃を予定しています。

以 上